

平成 28 年度

財政健全化・経営健全化
審査意見書

紫波町監査委員

目 次

第1 審査の概要	1
1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の手続	1
第2 審査の結果	1
1 算定対象会計	2
2 健全化判断比率	3
(1) 実質赤字比率	4
(2) 連結実質赤字比率	5
(3) 実質公債費比率	6
(4) 将来負担比率	8
3 資金不足比率	10
第3 むすび	11

[凡 例]

- 1 文中に用いた金額は、原則として万円単位で表示している。
- 2 比率「%」は、原則として、表示単位未満を四捨五入している。
- 3 文中で用いるポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「－」 … 該当数値がないもの、算出不能なもの
 - 「0.0」 … 比率において該当数値はあるが、単位未満のもの
 - 「△」 … 負数又は減数
 - 「皆減」 … 当年度に数値がなく全額減少したもの
 - 「皆増」 … 前年度に数値がなく全額増加したもの

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 平成28年度決算に基づく健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

(2) 平成28年度決算に基づく資金不足比率

上記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成29年7月7日から平成29年8月25日まで

3 審査の手続

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令等に従い適正に作成されているかどうか関係書類等を照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

普通会計	一般会計	実質赤字比率		連結 実質 赤字 比率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資金 不足 比率
公営事業 会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営 企業に係る特別会計以外の特別会計						
	国民健康保険事業特別会計						
	介護保険事業特別会計						
	後期高齢者医療特別会計						
	介護予防サービス計画事業特別会計						
公 営 企 業 会 計	法適用公営企業						
	下水道事業会計						
一部事務 組合・広 域連合	盛岡地区広域消防組合 盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手中部水道企業団						
地方公社 ・第三セ クター等	社会福祉法人紫波会						

(注) 地方公社・第三セクター等のうち、社会福祉法人紫波会は、町と債務保証契約を締結している。

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分 \ 年 度	2 8	2 7	増減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
1 実質赤字比率	—	—	—	13.72	20.00
2 連結実質赤字比率	—	—	—	18.72	30.00
3 実質公債費比率	13.8	12.5	1.3	25.0	35.0
4 将来負担比率	121.7	114.6	7.1	350.0	

(注) 実質収支、連結実質収支が黒字である場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」と表示される。

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値はない。
- 2 実質公債費比率は13.8%で、前年度に比べ1.3ポイント上回っている。
- 3 将来負担比率は121.7%で、前年度に比べ7.1ポイント上回っている。
- 4 4つの健全化判断比率の一つでも「早期健全化基準」値をオーバーしている場合は、法第5条により「財政健全化計画」を策定しなければならない。

以上のとおり、当町の健全化判断比率は、いずれも国の示す基準に対しては、財政の健全段階の範囲となっている。

【早期健全化基準、財政再生基準の適用について】

- 1 地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために、「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。
- 2 健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなっている。
- 3 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } A}{\text{標準財政規模 } B}$$

当町の実質収支額は1億9,527万円の黒字となっているため、実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めたところ△2.40%となり、前年度に比べ0.10ポイント上回っている。なお、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準(13.72%)との差は16.12ポイントとなっている。

(単位：%、ポイント)

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
当町の参考比率 =(-1×A)÷B×100	△ 2.40	△ 2.30	△ 0.10

(単位：千円、%)

区分	年度	実質収支額		増減額	増減率
		28年度	27年度		
一般会計 A		195,273	193,180	2,093	1.08
標準財政規模 B		8,108,378	8,365,950	△ 257,572	△ 3.08

実質収支額の合計は、1億9,527万円で、前年度に比べ209万円(1.08%)の増加となっている。

標準財政規模

(単位：千円、%)

区 分	28年度	27年度	増減額	増減率
標準税収入額等	3,926,649	3,875,572	51,077	1.32
普通交付税額	3,767,658	3,984,810	△ 217,152	△ 5.45
臨時財政対策債 発行可能額	414,071	505,568	△ 91,497	△ 18.10
合 計	8,108,378	8,365,950	△ 257,572	△ 3.08

(注) 標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示すもので、「標準税収入額等(入湯税等を除く地方公共団体の地方税+地方譲与税額+交通安全対策特別交付金)+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

標準財政規模の合計は、81億838万円で、前年度に比べ2億5,757万円(3.08%)の減少となっている。

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } C}{\text{標準財政規模 } D}$$

当町の連結実質収支額は9億5,195万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めたところ△11.74%となり、前年度に比べ3.57ポイント上回っている。なお、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準(18.72%)との差は30.46ポイントとなっている。

(単位：%、ポイント)

区 分	28年度	27年度	増 減
当町の参考比率 = (-1 × C) ÷ D × 100	△ 11.74	△ 8.17	△ 3.57

※小数点第2位未満切り捨て

(単位：千円、%)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		28年度	27年度	増減額	増減率
一 般 会 計		195,273	193,180	2,093	1.08
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	258,608	68,231	190,377	279.02
	介護保険事業特別会計	90,646	107,949	△ 17,303	△ 16.03
	後期高齢者医療事業特別会計	1,033	70	963	1,375.71
	介護予防サービス計画事業特別会計	1,109	627	482	76.87
小 計 A		546,669	370,057	176,612	47.73
会 計 名		資 金 剰 余 金			
		28年度	27年度	増減額	増減率
法適用企業	下水道事業会計	405,276	313,950	91,326	29.09
小 計 B		405,276	313,950	91,326	29.09
合 計 A + B = C		951,945	684,007	267,938	39.17
標準財政規模 D		8,108,378	8,365,950	△ 257,572	△ 3.08

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金A} + \text{準元利償還金B}) - (\text{特定財源C} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額D})}{(\text{標準財政規模E}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額D})}$$

の3ヵ年平均

実質公債費比率は13.8%で、前年度に比べ1.3ポイント上昇しているが、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。

なお、単年度で比較してみると、当年度は前年度に比べ0.4ポイント低下している。これは主として国営土地改良事業に係るものが減少したことによるものである。

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位：%、ポイント)

区 分	28年度	27年度	増 減
実質公債費比率(3ヵ年平均)	13.8	12.5	1.3

(単位：千円、%)

区 分	28年度	27年度	26年度
元利償還金 A	1,025,998	965,075	1,001,171
準元利償還金 B	1,307,647	1,471,007	1,310,578
特定財源 C	22,358	21,339	19,225
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 D	1,348,466	1,392,744	1,448,571
標準財政規模 E	8,108,378	8,365,950	8,192,560
実質公債費比率(単年度)	14.2	14.7	12.5

(ア) 元利償還金、準元利償還金の状況について

(単位：千円、%)

区 分	28年度	27年度	増減額	増減率
元利償還金（一般会計等）（注1）	1,025,988	965,075	60,913	6.31
準元利償還金（注2）	1,307,647	1,471,007	△ 163,360	△ 11.11
下水道事業会計	853,381	853,945	△ 564	△ 0.07
一部事務組合	168,567	192,679	△ 24,112	△ 12.51
公債費に準ずる債務負担行為額	285,686	424,344	△ 138,658	△ 32.68
一時借入金の利子	13	39	△ 26	△ 66.67
合 計	2,333,635	2,436,082	△ 102,447	△ 4.21

(注1) 元利償還金は、一般会計などの公債費である。

(注2) 準元利償還金は、主として公営事業会計及び一部事務組合の支払う元利償還金への一般会計からの繰出しや債務負担行為額（将来の支払いを約束した経費）である。

(イ) 特定財源の状況について

(単位：千円、%)

区 分	28年度	27年度	増減額	増減率
町営住宅使用料	22,358	21,339	1,019	4.78

(注) 特定財源は、公債費に充当されているものである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位：千円、%)

区 分	28年度	27年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（注1）	647,747	752,503	△ 104,756	△ 13.92
災害復旧費等に係る基準財政需要額（注2）	662,020	602,207	59,813	9.93
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金（注3）	38,699	38,034	665	1.75
合 計	1,348,466	1,392,744	△ 44,278	△ 3.18

(注1) 道路橋梁費や下水道費の町債償還金が主なものである。

(注2) 災害復旧事業債、減税補てん債及び臨時財政対策債償還金が主なものである。

(注3) 一般会計出資債や簡易水道事業債償還金である。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額A} - \text{充当可能な財源（基金+特定歳入等）B}}{\text{標準財政規模C} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額D})}$$

平成 28 年度の将来負担比率は 121.7%で、前年度に比べ 7.1 ポイント上昇しており、財政の健全化を示す早期健全化基準（350%）を下回った数値となっている。この数値は低い方が将来の財政を圧迫する可能性が低いといえる。

将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位：%、ポイント)

区 分	28年度	27年度	増 減
将来負担比率(A-B)÷(C-D)	121.7	114.6	7.1

※小数点第1位未満切り捨て

(単位：千円、%)

区 分	28年度	27年度	増減額	増減率
将来負担額 A	24,521,465	24,436,344	85,121	0.35
充当可能な財源 (基金・特定歳入等) B	16,290,260	16,437,974	△ 147,714	△ 0.90
計 A-B	8,231,205	7,998,370	232,835	2.91
標準財政規模 C	8,108,378	8,365,950	△ 257,572	△ 3.08
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 D	1,348,466	1,390,265	△ 41,799	△ 3.01
合 計 C-D	6,759,918	6,975,685	△ 215,767	△ 3.09

(ア) 将来負担額の状況について

(単位：千円、%)

区 分	28年度	27年度	増減額	増減率
地方債の現在高	11,552,730	11,338,798	213,932	1.89
債務負担行為に基づく支出予定額	2,169,925	2,390,031	△ 220,106	△ 9.21
公営企業債等繰入見込額	8,424,240	8,258,628	165,615	2.01
組合等への負担額見込額	584,608	675,987	△ 91,379	△ 13.52
退職手当負担見込額	1,782,841	1,763,875	18,966	1.08
設立法人の負債額等負担見込額	7,121	9,025	△ 1,904	△ 21.10
第三セクター等	7,121	9,025	△ 1,904	△ 21.10
合 計	24,521,465	24,436,344	85,121	0.35

(イ) 充当可能な財源（基金・特定収入等）の状況について

(単位：千円、%)

区 分	28年度	27年度	増減額	増減率
充当可能な基金（注1）	2,194,088	2,292,445	△ 98,357	△ 4.29
充当可能な特定歳入（注2）	170,894	179,232	△ 8,338	△ 4.65
基準財政需要額へ算入される見込額（注3）	13,925,278	13,966,297	△ 41,019	△ 0.29
合 計	16,290,260	16,437,974	△ 147,714	△ 0.90

（注1） 地方自治法第241条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

（注2） 地方債の償還に充当することができる国・県等からの補助金、公営住宅の賃借料及び都市計画税などを対象としている。

（注3） 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額へ算入するもの。

充当可能な財源は、財政調整基金など16基金、21億9,409万円、特定歳入として町営住宅使用料1億7,089万円、地方交付税の算定に用いる「基準財政需要額へ算入される見込額」は、139億2,528万円となり、全体では162億9,026万円となっている。これを前年度と比べると1億4,771万円（0.90%）減少している。

3 資金不足比率

資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：%、ポイント)

区 分	28年度	27年度	増 減	経営健全化基準
下水道事業会計	—	—	—	20.0

(注) 資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示される。

- 1 資金不足比率については、算定した結果、該当の数値はない。
- 2 「経営健全化基準値」を越えている場合は、法第24条により「経営健全化計画」を策定しなければならない。

以上のとおり、当町の資金不足比率は、いずれも国の示す基準に対しては、財政の健全段階の範囲となっている。

【経営健全化基準の適用について】

資金不足比率が、経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て「経営健全化計画」を定めることとなっている。

法適用企業の資金不足額（剰余額）の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	会 計 年 度	流動負債 A	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B	流動資産 C	解消可能資金不足額 D	資 金 剰余額	事業規模 E
下水道事業会計	28年度	82,087	0	487,363	0	405,276	453,878
	27年度	30,213	0	344,163	0	313,950	447,098
	増減額	51,874	0	143,200	0	91,326	6,780

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額「(流動負債A+建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高B-流動資産C)」-解消可能資金不足額D}}{\text{事業規模E}}$$

公営企業における法適用企業である下水道事業会計の資金剰余額は4億528万円となり、前年度に比べて9,133万円の増加となっている。

第3 むすび

以上、平成 28 年度の健全化判断比率及び資金不足比率についての審査の概要を述べたが、当年度の当町の健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため、該当する数値はない。また、実質公債費比率は、前年度と比べて 1.3 ポイント上回り、将来負担比率は 7.1 ポイント上回っている。

さらに、公営企業会計の経営健全化比率である資金不足比率は、資金に不足額が生じていないため、該当する数値はない。

平成 19 年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されたが、当町は公債費負担適正化計画等を策定して、早い段階から財政健全化に取り組み、成果をあげてきた。その結果、いずれも国の示す基準に対しては、健全段階の範囲となっている。しかし、この比率は、あくまでも財政の不健全な状態を示す目安に過ぎず、従来から財政運営を行う上で用いている経常収支比率などにも傾注して、健全財政の維持を図ることが緊要である。